

求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントの防止について

令和 8 年 10 月 1 日

岩手大学は、教職員採用への応募者その他の求職者等が、安心して求職活動を行うことができる環境の確保に努めています。また、本学では、求職者等が安心して求職活動等を行うことができるよう、「求職活動等におけるハラスメント防止ルール」を定めています。

本学の教職員による求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントは、決して許されるものではありません。本学では、採用選考、面談、応募に関する連絡その他の求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に取り組み、そのような行為が確認された場合には適切に対処します。

本学の採用活動等において、セクシュアル・ハラスメントに該当すると思われる言動を受けた場合や、不安又は不快に感じる言動があった場合には、下記の学外相談窓口にご相談ください。

相談したことを理由として、採用選考その他の求職活動等において不利益に取り扱うことはありません。また、相談者のプライバシーに配慮して対応します。

【学外相談窓口】

問い合わせフォーム（北奥法律事務所）

<https://www.hokuolaw.com/mail/>

- (1)「題名」は「岩手大学ハラスメント相談」としてください。
- (2)「お問い合わせ内容」には相談者本人の所属・身分・学年等、相手方の氏名・所属・相談者との関係、いつ、どのような行為があったのか、相談者がどのような対応を希望するか等、相談概要を入力してください。

【岩手大学 求職活動等におけるハラスメント防止ルール】

- 面談等は、大学の業務として、原則として学内の会議室等又はオンラインで実施し、学外の私的な場所での1対1の面談等を行わない。
- 求職活動等に関する連絡は大学のメールアドレス・電話等を使用し、教職員個人のSNS等による私的な連絡を行わない。
- 性的な質問、不必要な身体接触、私的な食事・交際への執拗な誘いなど、相手方の意に反する性的な言動を行わない。